

令和6年

第11回教育委員会会議

議案第24号

秋田県教育委員会

議案第 24 号

令和 6 年度施策評価について

次のとおり令和 6 年度施策評価（総合評価）を行うものとする。

施策評価調書（別添）

令和 6 年 7 月 25 日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理 由

秋田県政策等の評価に関する条例（平成 14 年秋田県条例第 11 号）第 3 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、「新秋田元気創造プラン」に掲げる教育委員会所管の施策について評価（総合評価）を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

施策評估調查

3 総合評価と評価理由

総合評価	評価理由
C	成果指標の達成率を基にした定量的評価は3.00で「c 相当」であることから、総合評価は「c」とする。
	【定性的評価として考慮した点】 .

4 県民意識調査の結果

質問文	学校教育を通じて、ふるさとを愛し社会で活躍しようとする心が育まれている。					
満足度	調査年度	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	前年度比
満足度	肯定的意見	18.4%	13.8%			△4.6
	十分 (5点)	2.3%	2.0%			△0.3
	おおむね十分 (4点)	16.1%	11.8%			△4.3
	ふつう (3点)	49.2%	43.2%			△6.0
	否定的意見	15.5%	26.4%			+10.9
	やや不十分 (2点)	9.7%	16.8%			+7.1
	不十分 (1点)	5.8%	9.6%			+3.8
	わからない・無回答	17.0%	16.7%			△0.3
	平均点	2.99	2.76			△0.23

※端数処理の関係で満足度の割合の合計は100%にならないものもある。

5 主な課題と今後の対応方針

施策の方向性	課題	今後の対応方針
①	- 県内企業への新規高校卒業就職者の3年後の離職率（令和2年3月卒業者：30.7%）は、全国平均（同：37.0%）を下回ってはいるが、生徒と企業間のミスマッチによる離職が発生している。 - インターンシップについては、参加生徒の増加と希望受入先の多様化に伴い、これまでの実施事業所と受入人数では対応できないことがある。 - 特別支援学校生の就労に必要な資質・能力を育むための適切な職業教育が不足している。また、事業所等職員の障害者理解や受入体制が整っていない。	- 県内各事業所の新入社員研修制度や離職状況等を生徒に伝える機会を設ける。また、離職防止のためのセミナー等を実施し、定着支援の取組を進めるとともに、職場定着就職支援員が、卒業生が就職した県内企業を積極的に訪問し、卒業生と面談するなどのフォローアップを行う。 - 各高校による新規開拓や職場定着就職支援員の企業訪問等により、インターンシップ受入先数と受入可能生徒数の拡大を図り、インターンシップ参加率の向上を図る。 - 事務系の業務など、特別支援学校生が希望する業務に就労するために必要な職業教育を再構築する。また、職域拡大推進員が開拓した事業所等での職場見学・体験・実習を実施するとともに、就労促進フェアでの実践発表等を通して事業所等職員への障害者理解を図る。
②	科学技術の進展や産業構造の変化等に伴い、地元企業等が生徒に求める専門的な知識・技術が変化しており、指導内容や指導する教員に必要とされる能力も高度化している。	県内企業等の専門人材を活用した特別講義や技術研修を行うことで、社会の変化に対応した専門教育の充実を図る。また、農業科と工業科の教員向けにスマート農業に関する指導力向上研修を充実させるとともに、「AKITA DXハイスクール・ラボラトリー事業」によるデジタル化対応のもののづくり教育を推進し、将来の地域産業に貢献する人材の育成を図る。

6 政策評価委員会の意見

--

施策評価（令和6年度）

施策評価調査

戦略6 教育・人づくり戦略			
目指す姿2 確かな学力の育成			
幹事部局名	教育庁	担当課名	総務課
評価者	教育委員会	評価確定日	令和6年 月 日

1 施策（目指す姿）のねらい（施策の目的）

社会生活の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の習得による全国トップレベルの学力の定着と共に、課題の解決に必要な思考力・判断力・表現力の育成を目指します。

2 施策の状況

2-1 成果指標の状況及び定量的評価

	施策の方向性、指標名(単位)	年度	2019 (R元)	2020 (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	直近の 達成率	配点	備考
①	【施策の方向性①】 学んだことを振り返って次の学習につなげることができる児童生徒の割合(小6、中3)(%) 出典:文部科学省「全国学力・学習状況調査」	目標			87.0	88.0	89.0	90.0	94.2%	3	
		実績	—	—	85.8	82.9					
		達成率			98.6%	94.2%					
②	【施策の方向性①】 大学志望達成率(公私立、全日制・定時制)(%) 出典:県教育庁「秋田県高等学校卒業者の進路状況調査」	目標			87.0	88.0	89.0	90.0	101.3%	4	
		実績	84.1	88.3	86.9	89.1					
		達成率			99.9%	101.3%					
③	【施策の方向性②】 特別支援教育に関する研修を受講した高校教員の割合(%) 出典:県教育庁調べ	目標			75.0	78.0	81.0	84.0	110.6%	4	
		実績	66.3	72.5	81.5	86.3					
		達成率			108.7%	110.6%					
④	【施策の方向性③】 就学前教育・保育アドバイザーを配置している市町村数(市町村) 出典:県教育庁調べ	目標			7	8	9	10	100.0%	4	
		実績	5	6	8	8					
		達成率			114.3%	100.0%					
⑤	【施策の方向性④】 授業にICTを活用して指導することができる教員の割合(全校種)(%) 出典:県教育庁調べ	目標			62.0	66.0	70.0	74.0	108.9%	4	
		実績	63.6	63.2	72.7	71.9					
		達成率			117.3%	108.9%					
⑥	【施策の方向性⑤】 学校運営協議会に地域コーディネーター等が参画している小・中学校の割合(公立)(%) 出典:県教育庁調べ	目標			64.0	68.0	72.0	76.0	98.7%	3	
		実績	43.0	51.8	62.9	67.1					
		達成率			98.3%	98.7%					

※ 指標の判定基準

4点: 達成率 $\geq$ 100% 3点: 100% $>$ 達成率 $\geq$ 90% 2点: 90% $>$ 達成率 $\geq$ 80%
1点: 80% $>$ 達成率 $\geq$ 70% 0点: 70% $>$ 達成率 n: 実績値が未判明

定量的評価結果	計算式
3.67 (a相当)	4点 × 4個 = 16点 1点 × 0個 = 0点
	3点 × 2個 = 6点 0点 × 0個 = 0点
	2点 × 0個 = 0点
	合計 22点 ÷ 6個(判明済み指標) = 3.67

※ 成果指標において実績値が未判明となった指標がある場合には、それを除いて平均点を算出する。

※ 定量的評価の判定基準

a相当: 平均点が3.6点以上 b相当: 平均点が3.2点以上3.6点未満 c相当: 平均点が2.8点以上3.2点未満
d相当: 平均点が2.4点以上2.8点未満 e相当: 平均点が2.4点未満

2-2 経過検証指標の状況と分析

	指標名(単位)	年度	2019 (R元)	2020 (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	備考
①	【施策の方向性⑤】 地域と連携して防災訓練等を実施した学校の割合(公立・幼・小・中・高・特別支援)(%) 出典:県教育庁「秋田県学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」	実績	55.0	47.0	62.0	—			令和6年12月判明予定
分析	・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となったことで、地域と連携した防災訓練等の取組を再開する学校が増えてきている。地域と連携した取組の重要性が認識されてきている。								

2-3 主な取組状況とその成果

【施策の方向性① 新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の推進】 - 小・中学校においては、「秋田の探究型授業」の更なる充実を図るため、学校訪問指導等により授業改善を支援したほか、ICTを活用した授業改善支援事業推進校の取組成果等を情報発信した。 - 高校においては、授業で一人一台端末を活用するなどして個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた取組を推進した結果、秋田県高等学校学習状況調査で「普段の授業で生徒同士で意見交換したり自分の考えを発表したりする活動をよく行っている」と答えた生徒の割合が9割を超えた。 【施策の方向性② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進】 - 教育・医療・福祉等の専門家により構成した小・中学校等特別支援チームが、小・中学校等の要請に応じて巡回相談を実施した(県北29回、県央69回、県南10回)ほか、高校においても高等学校特別支援チームを編成し、校内支援体制の充実や児童生徒の学習・生活上の支援に関する助言を行った(県北33回、県央29回、県南18回)。 - 特別支援教育支援員を配置している小・中学校を対象に、通常の学級担任と支援員による授業提示に基づく協議を実施し、通常の学級の担任の実践的な授業力の向上を図った(46校)。 【施策の方向性③ 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進】 - 就学前教育・保育アドバイザーを配置する8市においては、アドバイザーの訪問等による伴走型の支援により、教職員の専門性の向上や就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続に向けた幼保小の連携の充実が図られたほか、幼児教育センターの機能を活用し、アドバイザーの未配置市町村への支援に取り組んだ結果、令和6年度から新たに北秋田市・東成瀬村がアドバイザーを配置することになった。 【施策の方向性④ 魅力的で良質な教育環境づくり】 - 高校において、1人1台端末の整備やプログラミング教材の導入を行ったほか、教員のICT活用指導力向上に向け、外部人材を活用した教員研修を実施し、授業の更なる充実を図った。 - 校務のデジタル化により教育の質の向上と教員の働き方改革を促進するため、市町村等と連携し、小・中学校等における次世代の統合型校務支援システムを構築した。(令和6年度より7市町村が運用開始) - 県立学校の老朽化や再編に伴う整備について、能代科学技術高校の工事が完了したほか、金足農業高校ほか2校は基本・実施設計を完了し工事に着手した。また、鹿角高校ほか3校は引き続き計画的に工事を推進している。 【施策の方向性⑤ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進】 - 各種研修会や市町村教育委員会訪問等の機会を捉えて、学校運営協議会に地域コーディネーターが参画することの重要性を伝えてきたことにより、配置率が増加した。 - 家庭や地域、関係機関等と連携・協働した防災教育の重要性について、教職員研修会や学校訪問を通して周知するとともに、専門的な知識を有する外部指導者を学校に派遣することで、関係者の理解がより深まってきている。									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 総合評価と評価理由

総合評価	評価理由
a	成果指標の達成率を基にした定量的評価は3.67で「a相当」であることから、総合評価は「a」とする。
	【定性的評価として考慮した点】 ・

4 県民意識調査の結果

質問文		学校教育を通じて、ICTを効果的に活用しながら、自ら考え、判断し、表現する力が育まれている。				
調査年度		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	前年度比
満足度						
満足度	肯定的意見	15.1%	14.1%			△1.0
	十分 (5点)	1.7%	1.5%			△0.2
	おおむね十分 (4点)	13.4%	12.6%			△0.8
	ふつう (3点)	46.5%	40.1%			△6.4
	否定的意見	13.2%	20.2%			+7.0
	やや不十分 (2点)	8.6%	13.9%			+5.3
	不十分 (1点)	4.6%	6.3%			+1.7
	わからない・無回答	25.3%	25.6%			+0.3
平均点		2.99	2.85			△0.14

※端数処理の関係で満足度の割合の合計は100%にならないものもある。

5 主な課題と今後の対応方針

施策の方向性	課題	今後の対応方針
①	○ ICTを活用した秋田の探究型授業の推進に当たっては、教員一人ひとりのICT活用指導力の差は依然として大きく、急速に整備されたICT環境を授業改善に向けて組織的に有効活用するには至っていない。	○ 各種協議会等においては、各校の好事例を積極的に情報提供するとともに、教員間及び学校間の連携した取組を推進する。 また、大学入学共通テスト「情報」の実施に向けて教員研修を実施することにより、指導力の向上を図る。
②	○ 教育・医療・福祉等の専門家により構成した小・中学校と高等学校それぞれの特別支援チームの活用状況は地区によって異なり、校内支援体制や支援内容についての状況把握や指導助言が平準化されていない。	○ 各チームが地区の実情に応じた適切な支援を提供できるよう、特別支援学校と教育事務所・出張所は情報共有する。高等学校は、個別の教育支援計画等の活用による中学校からの情報を基に、高校入学段階から進路指導に継続的に取り組むための支援の充実を図る。
③	○ 就学前教育・保育アドバイザーを配置し、幼児教育推進体制を構築する市町村は増えてきているものの、「人材や予算に課題がある」等の理由から、推進体制の構築が進まない市町村がある。	○ アドバイザーを配置する10市村の取組や優良事例等の情報を発信するとともに、市町村訪問による助言指導やアドバイザー配置の課題解決に向けた有識者会議の開催など、市町村の実情に即した支援により、幼児教育推進体制の構築を促進する。
④	○ 統合型校務支援システムの円滑な運用及び導入に向けての支援や、システムの効果的な活用に向けた支援体制が不足している。	○ 統合型校務支援システムの共同利用を推進するため、令和6年度運用市町村（7市町村）への伴走支援及び令和7年度運用予定市町村（10市町村）への導入支援を行うとともに、システムの活用研修に取り組む。
⑤	○ 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進を図るためには、学校運営協議会に地域コーディネーターが参画していることが望ましいが、現時点においては体制が整っていない学校運営協議会が見受けられる。	○ 学校運営協議会による「地域とともにある学校づくり」や地域学校協働活動による「学校を核とした地域づくり」の実現に向け、引き続き研修会や協議会、市町村教育委員会訪問等の機会を通じて、学校運営協議会に地域コーディネーターが参画する重要性の理解促進を図っていく。

6 政策評価委員会の意見

--

施策評価（令和6年度）

施策評価調査

戦略6 教育・人づくり戦略			
目指す姿3 グローバル社会で活躍できる人材の育成			
幹事部局名	教育庁	担当課名	高校教育課
評価者	教育委員会	評価確定日	令和6年 月 日

1 施策（目指す姿）のねらい（施策の目的）

グローバル社会において、国際感覚や世界的視野を持ちながら、協働して課題を解決する力や英語による発信力を身に付けた多数の人材の輩出を目指します。

2 施策の状況

2-1 成果指標の状況及び定量的評価

	施策の方向性、指標名(単位)	年度	2019 (R元)	2020 (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	直近の 達成率	配点	備考
①	【施策の方向性①】 英検3級相当以上の英語力を有する中学校3年生の割合(%) 出典:文部科学省「英語教育実施状況調査」	目標			54.0	56.0	58.0	60.0	83.8%	2	
		実績	39.1	—	44.4	46.9					
		達成率			82.2%	83.8%					
②	【施策の方向性②】 英語ディベート交流会等への参加生徒数(人) 出典:県教育庁調べ	目標			105	110	115	120	137.3%	4	
		実績	75	61	136	151					
		達成率			129.5%	137.3%					
③	【施策の方向性③】 国際理解講座への参加者数(人) 出典:県調べ	目標			500	525	550	575	170.1%	4	
		実績	569	592	847	893					
		達成率			169.4%	170.1%					

※ 指標の判定基準

4点: 達成率 $\geq$ 100% 3点: 100% $>$ 達成率 $\geq$ 90% 2点: 90% $>$ 達成率 $\geq$ 80%

1点: 80% $>$ 達成率 $\geq$ 70% 0点: 70% $>$ 達成率 n: 実績値が未判明

定量的評価結果	計算式
3.33 (b相当)	4点 $\times$ 2個 = 8点
	1点 $\times$ 0個 = 0点
	3点 $\times$ 0個 = 0点
	0点 $\times$ 0個 = 0点
	2点 $\times$ 1個 = 2点
	合計 10点 $\div$ 3個(判明済み指標) = 3.33

※ 成果指標において実績値が未判明となった指標がある場合には、それを除いて平均点を算出する。

※ 定量的評価の判定基準

a相当: 平均点が3.6点以上 b相当: 平均点が3.2点以上3.6点未満 c相当: 平均点が2.8点以上3.2点未満

d相当: 平均点が2.4点以上2.8点未満 e相当: 平均点が2.4点未満

2-2 経過検証指標の状況と分析

	指標名(単位)	年度	2019 (R元)	2020 (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	備考
①	【施策の方向性③】 外国語情報提供件数(件)	実績	278	387	184	248			
	出典:県調べ								
分析	・ 新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきたことで外国との交流が再開されたことなどにより、外国語への翻訳・通訳業務が増加した（令和4年度：113件→令和5年度：175件）。								

2-3 主な取組状況とその成果

【施策の方向性① グローバル化に対応した英語教育の推進】

- 県内全ALT 145名と小中高の英語担当教員55名が参加する指導力向上研修を4年ぶりに対面で実施し、児童生徒の発信力向上につながる効果的なティーム・ティーチングのあり方について学んだ。また、研修で使用する言語は英語のみとし、日本人英語担当教員の英語でコミュニケーションを図ろうとする意識が向上した。
- 悉皆で県内公立高校の英語担当教員を対象とした研修を実施し、即興型英語ディベートの指導について理解を深めた。学校訪問の際には、研修で学んだことを実践する授業が多く見られ、即興で話して伝える力の育成に寄与した。

【施策の方向性② 多様な国際教育の推進】

- 英語ディベートの普及を図るため、即興型英語ディベート大会を初心者の部と経験者の部の二部制として実施した結果、参加者が前年度より15名増加した。e-Debate交流会では、対戦後に互いに感想を述べたり英語の学習法について意見交換するなど、交流を通して学習意欲を高めることができた。
- 高校教育課の事業である「オンライングローバルラーニングプロジェクト」指定校の国際交流活動が活発に行われた。秋田南高校はオーストラリアでの研修旅行において、現地の高校を訪問し日本と秋田の文化についてプレゼンテーションを行った。能代松陽高校は、アメリカイリノイ州において、17日間の語学研修を行い、現地の高校でアメリカ人の高校生と一緒に授業を受けるなど、両校とも英語による発信力が向上するとともに、異文化に対する理解が深まった。

【施策の方向性③ 県民の国際理解の促進と多文化共生の推進】

- 県民の国際理解の促進を図るため、国際交流員による国際理解講座等を60回開催したほか、海外交流の架け橋となる人材を育成するため、南米秋田県人会の若手会員（延べ43人）を対象とした本県の伝統文化等に関するリモート講座（全4回）を開催するとともに講師2名をブラジルに派遣し、「竿燈まつり」に係る講義・ワークショップを実施した。
- 県内在住外国人の安全・安心で暮らしやすい環境を確保するため、秋田県国際交流協会内に設置した秋田県外国人相談センターや地域振興局単位に配置した地域外国人相談員（9人）が、在住外国人の様々な生活相談等に適切に対応した（相談件数：外国人相談センター336件、地域外国人相談員297件）。

3 総合評価と評価理由

総合評価	評価理由
b	成果指標の達成率を基にした定量的評価は3.33で「b相当」であることから、総合評価は「b」とする。
	【定性的評価として考慮した点】 ・

4 県民意識調査の結果

質問文	学校教育を通じて、外国文化を理解しようとする態度や、英語でコミュニケーションができる能力が育まれている。					
	調査年度	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	前年度比
満足度						
満足度	肯定的意見	14.0%	10.9%			△3.1
	十分 (5点)	1.0%	1.1%			+0.1
	おおむね十分 (4点)	13.0%	9.8%			△3.2
	ふつう (3点)	42.6%	37.6%			△5.0
	否定的意見	21.2%	29.5%			+8.3
	やや不十分 (2点)	14.1%	19.7%			+5.6
	不十分 (1点)	7.1%	9.8%			+2.7
	わからない・無回答	22.2%	22.0%			△0.2
	平均点	2.83	2.65			△0.18

※端数処理の関係で満足度の割合の合計は100%にならないものもある。

5 主な課題と今後の対応方針

施策の 方向性	課題	今後の対応方針
①	○ 英検 3 級以上相当の英語力を有する中学 3 年生の割合が前年度より改善したものの、文部科学省の求める 50% を下回っている。生徒の言語活動に関して、教師から生徒へのフィードバックが不足している。	○ 県教育委員会の英語担当指導主事による指導改善のための会議を開催し、学校訪問の際に教員に対して指導する内容の共有を図る。また教員研修において、現在課題となっている内容について扱い、教師の指導力及び生徒の英語力の向上を図る。
②	○ 即興型英語ディベート大会及び e-Debate 交流会への参加者が前年度より 15 名増加し目標を達成したが、参加校に偏りがある。	○ 進学校を中心に参加していない高校に対して参加を強く呼びかけるとともに、教員研修及び学校訪問指導において英語ディベートの教育的効果を周知する。また、参加校が増加しても対応できるよう、研修を通して審査員を務められる教員を増やす。
③	○ 企業の外国人材の受入促進などにより今後県内在住外国人の増加が予想されていることから、地域で生き生きと暮らしていくことができるよう、日本語教育の強化が必要となっている。	○ 令和 5 年度に策定した「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針」に基づき、関係機関と連携して日本語教育の環境整備を推進していく。

6 政策評価委員会の意見

--

施策評価（令和6年度）

施策評価調査

戦略6 教育・人づくり戦略			
目指す姿4 豊かな心と健やかな体の育成			
幹事部局名	教育庁	担当課名	特別支援教育課
評価者	教育委員会	評価確定日	令和6年 月 日

1 施策（目指す姿）のねらい（施策の目的）

公共の精神や他者を思いやる気持ち、感謝する心など豊かな心と生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力の育成を目指します。

2 施策の状況

2-1 成果指標の状況及び定量的評価

	施策の方向性、指標名(単位)	年度	2019 (R元)	2020 (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	直近の 達成率	配点	備考
①	【施策の方向性①】 自分にはよいところがあると思っている 児童生徒の割合(小6、中3)(%) 出典:文部科学省「全国学力・学習状況調査」	目標			86.0	87.0	88.0	89.0	98.9%	3	
		実績	86.0	—	84.7	86.0					
		達成率			98.5%	98.9%					
②	【施策の方向性①】 低年齢化に対応したインターネット環境整備に 関する講座を実施した市町村数(累積)(市町 村) 出典:県教育庁調べ	目標			13	17	21	25	94.1%	3	
		実績	4	7	12	16					
		達成率			92.3%	94.1%					
③	【施策の方向性②】 特別支援学校小中学校との居住地校 交流を実施した小・中学校の割合(%) 出典:県教育庁調べ	目標			42.0	44.0	46.0	48.0	119.3%	4	
		実績	38.9	38.7	45.2	52.5					
		達成率			107.6%	119.3%					
④	【施策の方向性③】 運動やスポーツをすることが好きな 児童生徒の割合(小5、中2)(%) 出典:スポーツ庁「全国体力・運動能力、運 動習慣等調査」	目標			65.5	66.0	66.5	67.0	95.3%	3	
		実績	65.9	—	63.0	62.9					
		達成率			96.2%	95.3%					

※ 指標の判定基準

4点: 達成率 $\geq$ 100% 3点: 100% $>$ 達成率 $\geq$ 90% 2点: 90% $>$ 達成率 $\geq$ 80%
1点: 80% $>$ 達成率 $\geq$ 70% 0点: 70% $>$ 達成率 n: 実績値が未判明

定量的評価結果	計算式
3.25 (b相当)	4点 × 1個 = 4点 1点 × 0個 = 0点
	3点 × 3個 = 9点 0点 × 0個 = 0点
	2点 × 0個 = 0点
	合計 13点 ÷ 4個(判明済み指標) = 3.25

※ 成果指標において実績値が未判明となった指標がある場合には、それを除いて平均点を算出する。

※ 定量的評価の判定基準

a相当: 平均点が3.6点以上 b相当: 平均点が3.2点以上3.6点未満 c相当: 平均点が2.8点以上3.2点未満
d相当: 平均点が2.4点以上2.8点未満 e相当: 平均点が2.4点未満

2-3 主な取組状況とその成果

【施策の方向性① 規範意識と自他を尊重する心を育む教育の推進】

- ・秋田県道徳教育推進協議会を開催し、学校と家庭・地域との連携や学校教育における道徳教育のあり方について協議し提言をまとめたほか、「命の大切さ」について認識を深めるため「いのちの教育あったかエリア事業」を実施し、県民に発信した。
- ・秋田県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの早期発見、解決に向けた学校向けリーフレットを作成、配布するなど、いじめの組織的対応について関係機関と連携を図った。
- ・秋田県保育協議会、秋田県私立幼稚園・認定こども園連合会と連携し、低年齢化に対応したインターネット環境整備に関する講座を5市町村で実施した。（累積実施市町村数：14<+4>）

【施策の方向性② インクルーシブ教育システムの推進】

- ・各校は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、特別支援学校との交流及び共同学習を再開しており、交流及び共同学習を行った学校は、69校<+10校>で136回<+25回>と増加した。地域の団体等との交流活動は、地域が主催する行事での活動や自校が主催する地域との活動、地域貢献活動等を継続している（672回<△2回>）。

【施策の方向性③ 学校における体育活動の充実と健康教育の推進】

- ・運動やスポーツの専門性を有する地域の人材等を小・中学校（11校）に派遣し教員の専門的指導方法・実践力の向上を図ったことや、体育の授業を始めとする体育的活動において運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりを進めたことにより、運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合（小5、中2）は、全国トップクラス（全国平均値58.2%、県平均値62.9%）を維持した。
- ・複雑化・多様化している現代的健康課題の解決に向けて、医療関係者等と連携し、がん教室（13校）や性教育講座（68校）を実施した。また、県内3地区をモデル地区とし、学校給食における地場産物活用促進をねらいとした事業を立ち上げ、地域の実情に応じた推進体制づくりをサポートした。

3 総合評価と評価理由

総合評価	評価理由
b	成果指標の達成率を基にした定量的評価は3.25で「b相当」であることから、総合評価は「b」とする。
	【定性的評価として考慮した点】 ・

4 県民意識調査の結果

質問文	学校教育を通じて、他人への思いやりなどの豊かな心や健やかな体が育まれている。					
満足度	調査年度	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	前年度比
満足度	肯定的意見	15.4%	14.8%			△0.6
	十分 (5点)	1.8%	1.4%			△0.4
	おおむね十分 (4点)	13.6%	13.4%			△0.2
	ふつう (3点)	51.6%	46.0%			△5.6
	否定的意見	13.8%	19.4%			+5.6
	やや不十分 (2点)	9.2%	12.4%			+3.2
	不十分 (1点)	4.6%	7.0%			+2.4
	わからない・無回答	19.3%	19.9%			+0.6
	平均点	2.99	2.87			△0.12

※端数処理の関係で満足度の割合の合計は100%にならないものもある。

5 主な課題と今後の対応方針

施策の方向性	課題	今後の対応方針
①	○ スクールカウンセラーへの相談要請が増加しているものの、配当時間に限りがあるため、突発的な相談希望等により時数が増加した場合の対応に苦慮している。 ○ スマートフォンの保有世帯の増加に伴い、0才児から6才児までの未就学児のインターネット利用率が急激に増加している。	○ スクールカウンセラーの年間配当時間の他に、あらかじめ緊急対応分の時間数を確保して、学校からの要請に対応するとともに、スクールカウンセラーの確保や拡充に向けた検討を進める。 ○ 庁内各課、関係機関、市町村教育委員会、民間組織やPTA団体等と連携・協働し、低年齢期の子どもを持つ保護者や幼稚園、保育園、認定こども園等の関係者を対象とした啓発講座を実施することで、安全・安心なインターネット利用環境の整備を図っていく。
②	○ 居住地校交流を実施した小・中学校の割合は上昇している。様々な工夫が見られるものの、好事例の実績の共有が不十分であり、小・中学校における主体的な教育活動に至っていない。	○ 交流校双方が交流及び共同学習の意義を理解し、具体的な内容や方法例を記載したガイドを作成し、周知する。また、特別支援学校から小・中学校等に対して、他校の好事例等を紹介することで、交流及び共同学習に対する理解啓発を図り実施につなげる。
③	○ スポーツ庁の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、運動に対する好意度は高く、体力合計点でもトップクラスを維持しているが、体力合計点についてはコロナ禍以前の水準に戻っていない。また、児童生徒の運動離れが進んでいくことが懸念される。 ○ 子どもたちを取り巻く環境と生活様式は変化が激しく、最新の知見を基に、生涯にわたって健康に生活できる資質能力を育成する必要がある。	○ 各種研修会や専門性を有する地域の人材等を活用した体育授業サポート事業、部活動指導員配置事業、運動部活動サポート事業等を通して、授業改善や部活動の支援、指導者の資質向上を図り、運動やスポーツが好きで体力の高い児童生徒の育成に努める。 ○ 関係機関と連携した協議会（がん教育推進協議会、地場産物活用推進連絡協議会）における情報交換等を更に充実させ、専門家等から指導助言を受けながら、課題の解決に向けた健康教育・食育の取組を進めていく。

6 政策評価委員会の意見

--

施策評価（令和6年度）

施策評価調査

戦略6 教育・人づくり戦略			
目指す姿6 生涯にわたり学び続けられる環境の構築			
幹事部局名	教育庁	担当課名	生涯学習課
評価者	教育委員会	評価確定日	令和6年 月 日

1 施策（目指す姿）のねらい（施策の目的）

県民が、ふるさと秋田の魅力を発見し、豊かな感性を育むとともに、ライフステージや生活スタイルに応じて生涯にわたり学び続けられる社会の構築を目指します。

2 施策の状況

2-1 成果指標の状況及び定量的評価

	施策の方向性、指標名(単位)	年度	2019 (R元)	2020 (R2)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	直近の 達成率	配点	備考
①	【施策の方向性②】 県立美術館・近代美術館・県立博物館・農業科学館の利用者数(人)	目標			280,000	370,000	375,000	380,000	71.0%	1	
	出典:県教育庁調べ	実績	353,589	169,596	265,290	262,755					
		達成率			94.7%	71.0%					
②	【施策の方向性①】 障害者を対象とした講座や障害者の参加に配慮した講座を実施した市町村数(累積)(市町村)	目標			17	19	21	23	121.1%	4	
	出典:県教育庁調べ	実績	15	15	17	23					
		達成率			100.0%	121.1%					
③	【施策の方向性①】 県立・市町村立図書館等の個人貸出冊数(千冊)	目標			2,780	2,820	2,860	2,900	89.4%	2	
	出典:県教育庁調べ	実績	2,733	2,567	2,568	2,522					
		達成率			92.4%	89.4%					
④	【施策の方向性②】 国・県指定等文化財の件数(件)	目標			785	788	791	794	102.0%	4	
	出典:県教育庁調べ	実績	770	785	795	804					
		達成率			101.3%	102.0%					

※ 指標の判定基準

4点: 達成率 $\geq$ 100% 3点: 100% $>$ 達成率 $\geq$ 90% 2点: 90% $>$ 達成率 $\geq$ 80%
1点: 80% $>$ 達成率 $\geq$ 70% 0点: 70% $>$ 達成率 n: 実績値が未判明

定量的評価結果	計算式
2.75 (d相当)	$\begin{array}{l} 4 \text{ 点} \times 2 \text{ 個} = 8 \text{ 点} \qquad 1 \text{ 点} \times 1 \text{ 個} = 1 \text{ 点} \\ 3 \text{ 点} \times 0 \text{ 個} = 0 \text{ 点} \qquad 0 \text{ 点} \times 0 \text{ 個} = 0 \text{ 点} \\ 2 \text{ 点} \times 1 \text{ 個} = 2 \text{ 点} \\ \hline \text{合計} \quad 11 \text{ 点} \div 4 \text{ 個 (判明済み指標)} = 2.75 \end{array}$

※ 成果指標において実績値が未判明となった指標がある場合には、それを除いて平均点を算出する。

※ 定量的評価の判定基準

a相当: 平均点が3.6点以上 b相当: 平均点が3.2点以上3.6点未満 c相当: 平均点が2.8点以上3.2点未満
d相当: 平均点が2.4点以上2.8点未満 e相当: 平均点が2.4点未満

2-3 主な取組状況とその成果

【施策の方向性① 多様な学びの場づくり】

- 障害者の生涯学習をより多くの人に周知するため、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」秋田大会をオンラインで開催したところ、107人の参加が得られた。
- 県立図書館では、県民の多様な読書ニーズに応えられるよう、市町村立図書館・学校図書館に向けた展示・貸出用セット資料の内容追加及び更新を行った。
- 「読んだッチリレー文庫」の設置（令和5年度設置件数28か所、平成23年度からの累計設置数937か所）により、子どもの読書環境の充実を図ったほか、「県民読書の日」に合わせたトークイベントや「あきたレビュー大賞2023」などの実施（イベント参加者数355名、レビュー応募数70点）により、県民が読書に親しむ気運の醸成を図った。

【施策の方向性② 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用】

- 美術館・近代美術館・農業科学館においては、各館ともに前年度比6,000人以上の利用者増であった。博物館においては、令和4年度特別展「大恐竜展」入場者32,285人に対して、令和5年度特別展の入場者が2,626人であった。そのため4館合計の利用者数は減少したが、企画展等の充実を図ることによって文化芸術に親しむ機会を提供した。
- 秋田県文化財保存活用大綱に基づき、縄文遺跡群や民俗芸能等を活用する機会を設けることで、文化財の魅力を発信することができた。また、郷土食調査事業を進める中で関係団体や学校等と連携を図るなど、文化財の継承活動への意識を高めた。

3 総合評価と評価理由

総合評価	評価理由
d	成果指標の達成率を基にした定量的評価は2.75で「d相当」であることから、総合評価は「d」とする。 【定性的評価として考慮した点】

4 県民意識調査の結果

質問文	県民がライフステージや生活スタイルに応じて、生涯にわたり学び、文化芸術に触れる機会が提供されている。					
満足度	調査年度	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	前年度比
満足度	肯定的意見	14.2%	14.0%			△0.2
	十分 (5点)	1.8%	1.7%			△0.1
	おおむね十分 (4点)	12.4%	12.3%			△0.1
	ふつう (3点)	48.9%	41.9%			△7.0
	否定的意見	17.4%	27.2%			+9.8
	やや不十分 (2点)	11.1%	17.8%			+6.7
	不十分 (1点)	6.3%	9.4%			+3.1
	わからない・無回答	19.5%	16.9%			△2.6
	平均点	2.90	2.75			△0.15

※端数処理の関係で満足度の割合の合計は100%にならないものもある。

5 主な課題と今後の対応方針

施策の方向性	課題	今後の対応方針
①	○ 障害者が参加可能な生涯学習講座については、障害への理解や開催ノウハウ、支援者の不足等により、実施に向けて複数の課題を有している市町村が多くある。 ○ 人口減少や少子高齢化、インターネットの普及により図書館に来なくても資料の閲覧や調査ができる環境が整備されたことにより、貸出等の利用が伸び悩んでいる。 ○ イベントの実施、SNSを活用した情報発信等により、県民が読書に親しむ気運の醸成を図っているものの、子育てや働き盛りの世代を中心に、読書時間が伸び悩んでいる傾向にある。	○ 地域別の課題に応じた講座の開催に向け、各市町村の生涯学習・社会教育担当課や特別支援学校の同窓会等が連携・協働するネットワークを構築し、取組支援、情報発信等を行うことで、持続可能な学びを目指す。 ○ 図書館利用の促進と読書活動推進のための広報を行うとともに、県読書活動推進連絡協議会や市町村立図書館・学校図書館訪問等の際に、読書ニーズや先進的な取組についての情報収集と情報提供を行い、資料整備及び環境整備を進めていく。 ○ それぞれのライフステージに応じて読書に親しむことができる環境づくりを更に進めるほか、仕事や家事等により読書から疎遠になっている方々に再び読書に触れてもらうきっかけとして、「聞く読書」をコンセプトとしたイベントを実施することなどで、読書率の向上を図る。
②	○ 令和5年4月に改正博物館法が施行され、デジタル技術の積極的活用、他の博物館及び地域の多様な主体との連携、地域的・社会的課題への対応、地域の活力向上への取組等、博物館の更なる機能強化が求められている。 ○ 縄文遺跡群や民俗芸能、郷土食など本県の文化財の魅力が認められつつあるが、保存や活用に向けて地域住民と連携した取組が不十分である。	○ 全ての人々に開かれた文化・教育施設としてのミュージアムを目指し、博物館同士や地域の多様な主体との連携により、特別展の更なる充実、デジタル技術を活用した新たな鑑賞・体験の機会創出、障害者の生涯学習、展示方法のバリアフリー化等、これからの博物館に求められる課題に対応するための機能強化を図る。 ○ 秋田県文化財保存活用大綱に基づき、観光部門や地域づくり部門、学校教育等と連携した取組を推進することで、地域住民の文化財を継承しようという気運を盛り上げ、保存と活用の相乗効果を図る。

6 政策評価委員会の意見

--

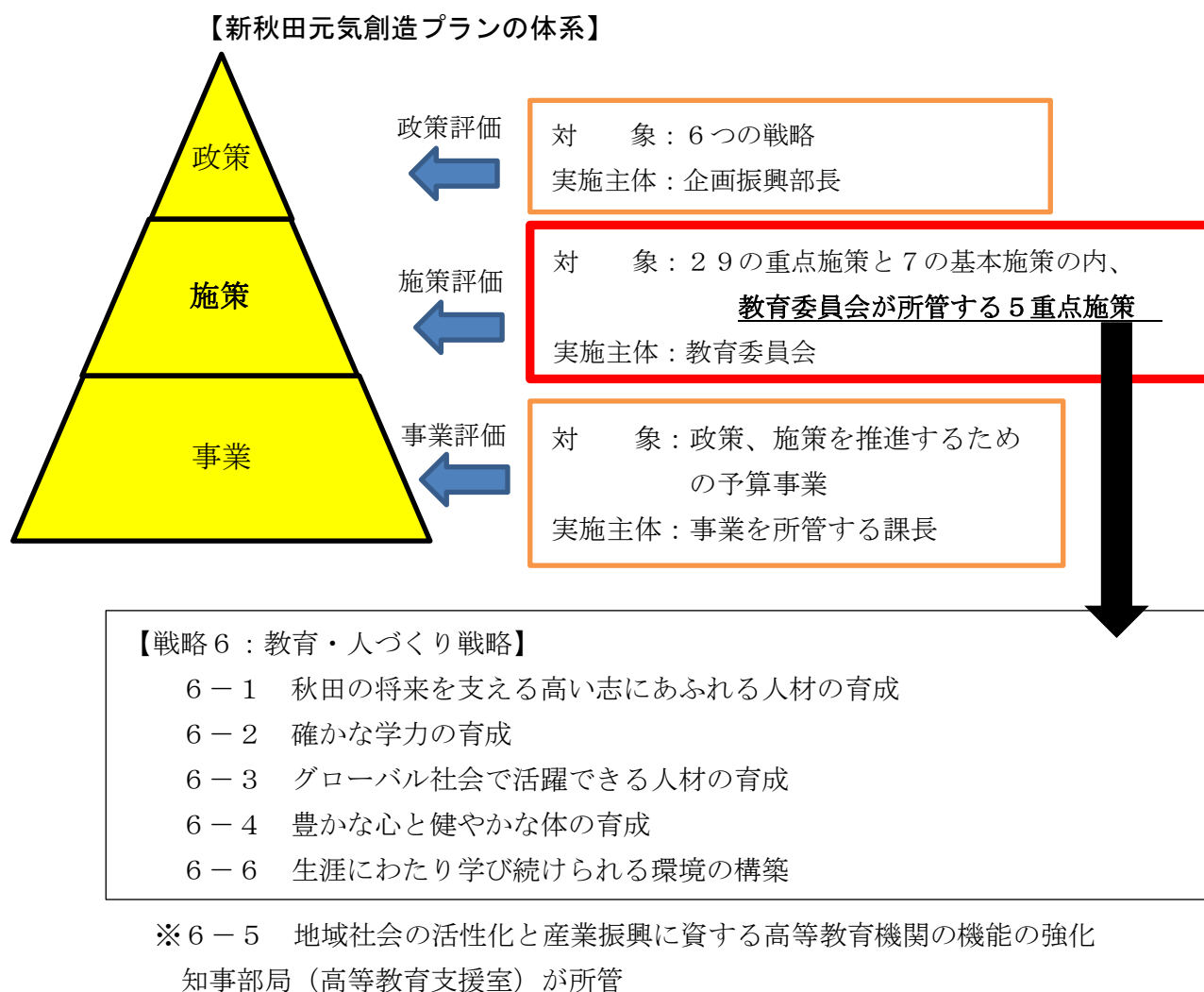
令和6年度（令和5年度分）施策評価について

（１）施策評価の目的

- 成果を重視した効率的な教育行政を推進するため、評価を適切に実施し、その結果を次の政策・施策や事業の改善、予算編成に反映させること。
- 県民への説明責任を徹底すること。（→議会への報告、県民への公表）

（２）評価の対象となる施策

「新秋田元気創造プラン」の政策・施策体系に位置づけられている教育委員会が所管する次の5つの施策



(3) 評価の判定について

①定量的評価

施策の成果指標の達成状況から定量的に判定する。

【成果指標の達成率の判定基準】

評価結果	判定基準
4点	達成率が100%以上
3点	達成率が90%以上100%未満
2点	達成率が80%以上90%未満
1点	達成率が70%以上80%未満
0点	達成率が70%未満
n	実績値が未判明

【定量的評価の判定基準】

評価結果	判定基準
a相当	判定結果の平均点が3.6点以上
b相当	判定結果の平均点が3.2点以上3.6点未満
c相当	判定結果の平均点が2.8点以上3.2点未満
d相当	判定結果の平均点が2.4点以上2.8点未満
e相当	判定結果の平均点が2.4点未満

なお、判定結果の平均点は実績値が未判明となった成果指標を除いて算出する。

②定性的評価

考慮すべき場合には、経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等から判定する。

③総合評価

評価結果	判定方法
a	原則として、定量的評価（成果指標の達成状況）により総合評価を決定する。ただし、考慮すべき定性的評価の要因（経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等）がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から決定する。
b	
c	
d	
e	

令和6年度(令和5年度分)施策評価一覧

戦略6 教育・人づくり戦略

施策	指標名	達成率	配点 (n~4)	定量的 評価	総合 評価
6-1 秋田の将来 を支える高 い志にあふ れる人材の 育成	① 高校生の県内就職率（公私立、全日制・定時制）	92.6	3	3.00 (c相当)	c
	② 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（小6、中3）	94.6	3		
	③ 高校生のインターンシップ参加率（公立）	94.3	3		
6-2 確かな学力 の育成	① 学んだことを振り返って次の学習につなげることができる児童生徒の割合（小6、中3）	94.2	3	3.67 (a相当)	a
	② 大学志望達成率（公私立、全日制・定時制）	104.0	4		
	③ 特別支援教育に関する研修を受講した高校教員の割合	110.6	4		
	④ 就学前教育・保育アドバイザーを配置している市町村数	100.0	4		
	⑤ 授業にICTを活用して指導することができる教員の割合（全校種）	108.9	4		
	⑥ 学校運営協議会に地域コーディネーター等が参画している小・中学校の割合（公立）	98.7	3		
6-3 グローバル 社会で活躍 できる人材 の育成	① 英検3級相当以上の英語力を有する中学校3年生の割合	83.8	2	3.33 (b相当)	b
	② 英語ディベート交流会等への参加生徒数	137.3	4		
	③ 国際理解講座への参加者数	170.1	4		
6-4 豊かな心と 健やかな体 の育成	① 自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合（小6、中3）	98.9	3	3.25 (b相当)	b
	② 低年齢化に対応したインターネット環境整備に関する講座を実施した市町村数（累積）	94.1	3		
	③ 特別支援学校小中学部との居住地校交流を実施した小・中学校の割合	119.3	4		
	④ 運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合（小5、中2）	95.3	3		
6-6 生涯にわた り学び続け られる環境 の構築	① 県立美術館・近代美術館・県立博物館・農業科学館の利用者数	71.0	1	2.75 (d相当)	d
	② 障害者を対象とした講座や障害者の参加に配慮した講座を実施した市町村数	110.5	4		
	③ 県立・市町村立図書館等の個人貸出冊数	89.4	2		
	④ 国・県指定等文化財の件数	102.0	4		

令和6年

第11回教育委員会会議

報告事項

「2021教職員が実感できる多忙化防止計画」検証結果について

秋田県教育委員会

「２０２１教職員が実感できる多忙化防止計画」検証結果（令和５年度）

令和６年７月

総務課

「２０２１教職員が実感できる多忙化防止計画」に基づき、本計画の着実な推進のため、進捗状況を定期的に確認、検証することとしており、令和５年度の結果について次のとおり取りまとめました。

１ 目標の達成状況について

（１）本計画における目標

【全校種共通】

全教職員の時間外在校等時間を月４５時間以内、１年間で３６０時間以内とする。

※月当たりの時間外在校等時間数が８０時間を超える教職員の割合を令和５年度までに０（ゼロ）にする。

（２）令和５年度の実績

	平均時間外 在校等時間 (時間)	月当たり時間外在校等時間(延べ人数)			年間時間外在校等 時間が360時間を超 えた人数(実人数)
		0～45時間	45時間超～ 80時間	80時間超～	
小学校	31.5	28,996	7,797	484	1,654
		77.8%	20.9%	1.3%	53.1%
	↓ -1.6	↑ 2.3%	↓ -1.8%	↓ -0.5%	↓ -3.1%
中学校	46.5	12,651	9,118	2,887	1,563
		51.3%	37.0%	11.7%	75.8%
	↓ -2.3	↑ 3.5%	↓ -1.9%	↓ -1.6%	↓ -0.8%
高校	44.3	12,403	5,587	3,021	1,506
		59.0%	26.6%	14.4%	86.3%
	↑ 5.0	↓ -8.2%	↑ 3.0%	↑ 5.2%	↑ 27.9%
特別支援学校	22.3	10,314	772	17	214
		92.9%	7.0%	0.2%	23.2%
	↑ 0.1	↓ -0.7%	↑ 0.7%	↑ 0.2%	↑ 1.9%
全校種	37.2	64,364	23,274	6,409	4,937
		68.4%	24.7%	6.8%	62.9%
	↓ -0.1	↓ -0.1%	↓ -0.5%	↑ 0.5%	↑ 4.9%

※矢印付きの数値は前年度実績比の値

* 令和5年度の目標達成率

【月当たり時間外在校等時間が45時間以内の教職員の割合】

小学校：77.8% 中学校：51.3% 高校：59.0% 特別支援学校：92.9%

※令和4年度実績

小学校：75.5% 中学校：47.8% 高校：67.2% 特別支援学校：93.6%

【年間時間外在校等時間が360時間以内の教職員の割合】

小学校：46.9% 中学校：24.2% 高校：13.7% 特別支援学校：76.8%

※令和4年度実績

小学校：43.8% 中学校：23.4% 高校：41.6% 特別支援学校：78.7%

- ・小学校と中学校では、いずれの目標達成率も前年度より上回っている。コロナ禍で進んだ働き方改革に対する意識の向上や業務改善が継続されていると考えられる。
- ・高等学校では、前年度と比較して教員の時間外在校等時間が増加している。新型コロナウイルス感染症が5類移行となって以降、部活動など様々な教育活動や学校行事等の制限がなくなったことが主な要因と考えられるが、コロナ禍前（令和元年度：50.6時間）と比較すると平均時間外在校等時間は減少しており、働き方改革や教員の意識改革が着実に浸透しつつあると考えている。
- ・特別支援学校では、いずれの目標達成率も前年度より若干下回っている。統合型校務支援システムの導入に伴い、一時的に事務量が増加したものと考えられるが、今後はシステム導入による効果が期待される。

2 重点項目とその取組状況

(1) 時間管理・時間意識の徹底と教職員の健康維持

○目的

- ・時間に対する意識の向上、習慣化を徹底することで業務の効率化を図る。
- ・ストレスチェックの実施や労働安全衛生管理体制の整備により、教職員の勤務環境の改善に努める。

【令和5年度の状況】

○勤務時間管理の徹底と適正な勤務時間等の設定

- ・県立学校においては、出退勤時刻の記録が可能な統合型校務支援システムを導入し、管理職による正確な勤務時間の管理や、教職員の時間管理意識の向上を図っている。
- ・市町村教育委員会及び市町村立学校に対しては、全県校長会等を通じて教職員の時間管理意識の徹底等を働きかけた。

○学校の最終退勤時刻の設定

- ・県立高校では全ての学校で設定するように指導するとともに、繁忙期であっても最終退勤時刻を遵守するよう指導した。
- ・特別支援学校では、最終退勤時刻を全ての学校で設定し、概ね遵守することができる。
- ・市町村教育委員会及び市町村立学校に対しては、全県校長会等を通じ、学校の最終退勤時刻の設定を働きかけた。

○長期休業中の学校閉庁日の設定

- ・連続した長期間の休暇取得を容易にするため、全ての学校で閉庁日を設定した。

○ノー残業デーの設定

- ・県立高校では、定時退勤の意識が高まり、特定の日をノー残業デーとして設定することは不要と判断した学校が増えたことにより、設定率は減少した。
- ・市町村教育委員会及び市町村立学校に対しては、全県校長会等を通じ、ノー残業デーの設定を働きかけた。

県立高校ノー残業デー設定率：72.5%（前年度比 -6.0 ポイント）

特別支援学校ノー残業デー設定率：100.0%（前年度比 ±0 ポイント）

○留守番電話等の設置

- ・県立高校では、留守番電話の設置に加え、統合型校務支援システム等による時間外の連絡手段が確立されつつあることから、時間外の電話対応は確実に減っている。
- ・特別支援学校では、障害や病気による様々な児童生徒の状況があることから、時間外に電話対応を要する場合も多いため、退勤時刻以降の電話対応は教頭等が行うようにし、教職員の負担軽減につなげている。
- ・市町村教育委員会及び市町村立学校に対しては、全県校長会等を通じ、全国の学校における働き方改革事例集の周知等により、設置を働きかけた。

県立高校設置率：52.9%（前年度比 +16.0 ポイント）

○教職員の健康保持と労働安全衛生管理体制の整備

- ・教職員を対象に各種ストレス相談の窓口を設けるとともに、ストレスチェックを実施した。また、メンタルヘルスセミナーを実施し、対象者は全員受講した。

ストレスチェックの受検率：96.2%（前年度比 -0.5 ポイント）

【対応方針】

- ◎県立学校に対しては、勤務時間の正確な把握や最終退勤時刻及び学校閉庁日の遵守、具体的な業務改善について、引き続き、校長会議や副校長、教頭会議等を通して各校へ働きかけるとともに、確実な実施を促していく。
- ◎市町村教育委員会に対しては、時間外在校等時間の調査結果のフィードバックや、多忙化防止に係る協議の開催、協議記録の周知等により、市町村立学校での業務改善の働きかけを行う。

（２）業務改善への取組

○目的

- ・これまでの慣例等を見直し、業務の取捨選択、優先順位付け、見える化等により業務改善を進める。

【令和５年度の状況】

○会議・研修の見直し

- ・ICT機器を活用したオンライン会議の実施が推進され、移動時間を含めて会議に要する時間の短縮が進んだ。

○全県の優良取組事例の収集と情報共有

- ・特別支援学校では、学校訪問等で個別に他校の実践例の紹介を行った。
- ・市町村立学校においては、全県校長会等を通じ、文部科学省で公表している「改訂版全国の学校における働き方改革事例集（令和５年３月）」を紹介し、業務改善の具体的な方法などの優良取組事例の周知を図った。

○学校マネジメントの強化

- ・校長会議や副校長、教頭会議等を通じて業務改善について呼びかけを行った。県立学校では、校長がリーダーシップを発揮し、業務改善計画を策定する等して働き方改革を進めている。
- ・校長の人事評価の目標の一つに、「働き方改革」の項目を設定するよう義務付けている市町村教育委員会もあり、管理職の業務改善意識の醸成を図っている。
- ・全校種の学校管理職等を対象に、タイムマネジメントや業務改善等の具体的手法を身に付ける専門研修「働き方改革のための業務マネジメント」を実施した。

受講者数：21名（校長3名、教頭14名、教務主任等4名）

【対応方針】

- ◎県立学校においては、業務削減を念頭に置き、引き続き会議や諸調査の見直しを行う。
見直しの際は、生徒や保護者、教職員それぞれの立場に立ち、必要な教育活動に支障が出ないよう、業務削減の対象を見定め、改善を進める。また、昨年度導入した統合型校務支援システムを更に活用することにより、業務の効率化を図っていく。
- ◎市町村教育委員会に対しては、多忙化防止に係る協議の開催、協議記録の周知等により、業務改善の具体的な方法の紹介などを通して業務改善を働きかける。また、優良取組事例の把握を引き続き継続しながら、その紹介だけでなく、効果等についても機会を捉えて発信していく。
- ◎デジタル採点システムによる採点業務の効率化・省力化を図るとともに、公立高校入試における「WEB 出願システム」の導入を進め、入試業務の負担を軽減する。
- ◎専門研修「働き方改革のための業務マネジメント」においては、受講者の声を基に、より学校現場に即した内容となるよう見直しを図る。

(3) 部活動指導の負担軽減

○目的

- ・部活動休養日、活動時間の適正な設定により、部活動指導に当たる時間を短縮する。
- ・外部人材の活用により、教職員の負担軽減を図る。

【令和5年度の状況】

○「運動部活動運営・指導の手引」に基づく休養日、活動時間の設定

- ・研修会等において「運動部活動運営・指導の手引」の周知・徹底等の働きかけを積み重ねた結果、休養日の設定や平日の平均練習時間等について改善が見られた。

県立高校部活動休養日設定率：100%（±0ポイント）

○文化部の活動

- ・校長会議や研修会等で、「文化部活動運営・指導の手引」の活用や活動時間の遵守等を働きかけた。

○関係団体との協議、保護者・地域に対する部活動負担軽減の協力依頼

- ・県スポーツ協会や県中体連、県中学校長会、総合型スポーツクラブ、PTA連合会、民間スポーツクラブ等の代表者を委員とする部活動の地域移行に関する連絡協議会などを開催し、部活動の在り方や新たな地域クラブ活動の整備に向けた協議・検討を進め、「秋田県における部活動の地域移行推進計画」並びに「秋田県学校部活

動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を策定・公表した。

- ・部活動の地域移行については、中学校の運動部では2市1町で、文化部では2市で実証事業を行った。また、「スポーツ指導者登録システム」を構築した。
- ・秋田県中学校部活動地域移行推進事業連絡会・連絡協議会を開催し、有識者や関係機関等と連携して、新たなスポーツ環境の整備に向けた方策等を協議・検討した。また、総括コーディネーターを配置し、市町村の体制整備に向けた個別相談や助言にあたっている。

○部活動指導員配置の推進

- ・12市1町2県立の中学校の運動部と、5市の中学校の文化部に配置し、教職員の時間的、心理的負担の軽減につながった。

部活動指導員配置数：82名[運動部72名、文化部10名]（前年度比+15名）

【対応方針】

- ◎県立高校に対しては、協議会や校長会議、研修会等を通じて、部活動に対する県ガイドラインの周知・徹底を図り、適切な休養日と活動時間が設定されるよう、引き続き働きかけをする。
- ◎中学校については、令和6年度は部活動指導員を運動部へ89名（12市3町1村2県立中学校）、文化部へ14名（6市）に拡充して配置する。今後も関係団体と連携しながら、希望する全ての学校への配置が可能となるよう、国の財政措置の拡充と、地方の負担割合軽減について国へ要望していく。
- ◎「スポーツ指導者登録システム」の運用により、学校部活動の地域移行に向けた、市町村を越えた連携や取組への支援を行う。

（４）事務機能の強化や外部人材等の活用

○目的

- ・学校事務の共同実施等による事務機能の強化や、校外からの人的サポートにより、教職員の負担軽減を図る。

【令和5年度の状況】

○学校の事務機能の強化

- ・県立学校においては、統合型校務支援システムが本格稼働し、校務事務の効率化に向けた取組が進んでいる。
- ・市町村立学校については、市町村教育委員会や関係団体の意見を聴きながら、統合型校務支援システムを構築し、令和6年4月から導入することとなった。

○専門スタッフの活用

- ・教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性を有する外部人材を配置した。

スクールカウンセラー配置数：48名（前年度比＋3名）

スクールソーシャルワーカー配置数：14名（前年度比＋2名）

○サポート・スタッフの配置

- ・教職員の負担軽減を図り、教職員が本来業務に注力することができるよう、小学校と中学校に学習指導員及び学校サポーターを、高校に学習サポーターを配置した。
- ・特別支援学校では、県内3校に車椅子移乗等介助員を配置し、教職員の負担軽減につなげることができた。

小・中学校 学習指導員配置数：7名（前年度比－7名）

小・中学校 学校サポーター配置数：66名（前年度比－14名）

高校 学習サポーター配置数：6名（前年度比±0名）

特別支援学校 車椅子移乗等介助員配置数：5名（令和5年度より新規配置）

【対応方針】

- ◎不登校傾向の児童生徒数が増加傾向にあることから、教育相談体制をより充実させるために、学校や市町村教育委員会等の要望を踏まえ、関係機関と連携して、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を有する外部人材の活用を拡充する。
- ◎スクールカウンセラーの配置期間の延長や生徒指導の諸課題の未然防止に係る取組の拡充を図る等、切れ目のない支援や教育相談体制の充実を図る。
- ◎学校サポーター等の配置により、教職員の負担軽減を図り、より一層、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制づくりを行う。
- ◎教室に入りづらさを感じている児童生徒が安心して過ごすことができる場を確保しつつ、多様な学びを保障するために、児童生徒の学びを支える支援スタッフを配置する。
- ◎特別支援学校では、引き続き、車椅子移乗等介助員の配置を進め、教職員の負担軽減につなげていく。
- ◎統合型校務支援システムの更なる利活用を促進し、校務事務の効率化を図る。

3 総括

(1) 国の動向

- ・中央教育審議会初等中等教育分科会「質の高い教師の確保特別部会」では、令和6年5月に『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）」が取りまとめられ、①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善の3点の一体的・総合的な推進が必要との提言がなされた。
- ・学校における働き方改革の更なる加速化に向けては、全ての服務監督教育委員会における取組状況の「見える化」やPDCAサイクルの構築の必要性が指摘された。

(2) 本県の今後の展開

- ・本計画では、4つの重点項目（①時間管理・時間意識の徹底と教職員の健康保持 ②業務改善への取組 ③部活動指導の負担軽減 ④事務機能の強化や外部人材の活用）を定め、令和3年度から5年度にかけて取組を進めてきた。
- ・この間の平均時間外在校等時間は、各校における改善に向けた取組は進められてはいるものの、目標の達成には至らなかった。今後もこれまでの取組を継続・充実させていく必要がある。
- ・時間外在校等時間の短縮は、単一の方法で解決できるものではなく、様々な方策を複合的に講じていく必要がある。令和6年度から3か年を対象期間とする「教職員の働き方改革推進計画」（以下、新計画）においては、様々な方策や取組を示しており、それらを一つ一つ確実に進めていくことが重要である。
- ・中学校の多忙化の主要な原因となっている部活動指導については、部活動指導員の配置拡充や令和5年度に構築した「スポーツ指導者登録システム」の運用など、取組の充実を図る。
- ・教職員の業務を支援する学校サポーターや児童生徒の学びを支える支援スタッフ等、教職員を支える人材の配置拡充を図る。
- ・校務事務については、令和5年度から県立学校において、統合型校務支援システムを本格稼働させている。導入初年度は、基礎データの入力作業や操作習熟に時間を要し、時間外在校等時間の縮減の牽引役とはならなかったが、システム活用を更なる業務効率化に繋げる。市町村立学校においては、令和5年度に統合型校務支援システムを構築し、令和6年度に7市町村が参加し運用を開始した。システムの活用研修などを通じ、他の市町村を含め、システムの利活用を促進する。
- ・新計画では、ICTを積極的に活用していくこととしており、デジタル採点システムや高校入試WEB出願システムの導入など、新たな取組を開始するほか、生成AIの校務利用に関する検証を行うなど、教育DXを推進する。
- ・新計画における取組を着実に実施し、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実と、子どもたちの成長に真に必要な教育活動の実践を目指す。

2 0 2 1
教職員が実感できる多忙化防止計画

令和3年2月

秋田県教育委員会

目 次

1	多忙化防止計画策定の趣旨	1
2	多忙化の現状と要因	2
3	これまでの多忙化防止への取組とその状況	4
4	2021 多忙化防止計画の基本的考え方	6
5	目指すべき姿と目標	8
6	対策の重点と具体的な取組～4つの重点項目の設定～	9
7	各主体の役割 (県教育委員会、市町村教育委員会、学校)	15

1 多忙化防止計画策定の趣旨

少子高齢化や情報化の急速な進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、学校現場では、いじめ・不登校への対応や新学習指導要領の実施など、教職員が取り組まなければならない課題も多様化・複雑化し、教職員の厳しい勤務実態が社会問題化しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症に伴う、子どもたちの学習保障、感染防止対策への対応などにより、教職員の勤務環境は厳しい状況にあります。

秋田県教育委員会では、教職員の多忙化を防止し、教職員が子どもたち一人一人と向き合う時間を確保できるよう、平成20年以後、数次にわたり「教員が実感できる多忙化防止対策」を策定し、各種対策に取り組むなど、教職員の勤務時間の縮減や勤務環境の改善に努めてきました。

また、国においても、教職員の厳しい勤務実態を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等に関する通知等により、学校における働き方改革に向けた取組の指示を積極的に行っているところです。

子どもたちに魅力ある授業を行うためには、教職員自身が心身ともに健康でなくてはなりません。教職員が日々の生活や教職人生をより豊かにし、自らの人間性や創造性を高めることが、教育活動の充実にもつながります。

そのため、県教育委員会では、今一度、本県における教職員の働き方を把握し、負担軽減と心身の健康を保持していくことが重要であると考え、多忙化防止対策を更に進めるとともに、引き続き勤務環境を改善していくため、このたび、平成30年3月に策定した前計画を改訂し、新たに「2021教職員が実感できる多忙化防止計画」を示すこととしました。

本計画による取組を、県教育委員会、市町村教育委員会、学校が着実に実施するとともに、関係機関、家庭、地域の方々の御理解と御協力を得ながら、本県の学校における働き方改革を進め、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指してまいります。

令和3年2月
秋田県教育委員会

2 多忙化の現状と要因

本県の教職員の勤務実態については、これまで3年に1度の間隔で調査を実施してきました。小・中学校及び義務教育学校と県立学校では調査の手法、調査項目等が一部相違していることから、同列に比較できないものもありますが、令和元年度の結果は次のとおりでした。（平均時間外在校等時間は、秋田県教育委員会特定事業主行動計画の実施状況に関する調査[平成31年4月から令和2年3月まで]による）

（1）小・中学校及び義務教育学校

令和元年度に県教育委員会が実施した、教職員の多忙化に係る状況調査等において、次のような結果が明らかになりました。

●平均時間外在校等時間（令和元年度の月当たり）

- ・小学校は31.8時間、中学校では50.4時間でした。

※前計画における目標は、月45時間以内

●時間外在校等時間の主な要因

小学校、中学校における主な要因は次のとおりでした。

時間外在校等時間の要因上位3項目について、中学校は前回調査と同じ結果で、小学校では、新たに教材研究が入っています。

	小学校		中学校	
	R元	H28	R元	H28
1	調査・報告	調査・報告	部活動	部活動
2	教材研究	分掌事務	調査・報告	調査・報告
3	分掌事務	諸行事	分掌事務	分掌事務
4	成績処理	成績処理	諸行事	諸行事
5	諸行事	保護者対応	生徒指導関係	生徒指導関係

（2）県立学校

令和元年度に県教育委員会が実施した、教職員の超過勤務時間調査において、次のような結果が明らかになりました。

●平均時間外在校等時間（令和元年度の月当たり）

- ・高等学校は50.6時間、特別支援学校では16.9時間でした。

※前計画における目標は、月45時間以内

●時間外在校等時間の主な要因

高等学校における主な要因は次のとおりで、平成28年度の調査と同じ結果でした。また、特別支援学校では、前回調査と順位の入替えがあったものの主な要因は同じでした。

	高等学校		特別支援学校	
	R 元	H 2 8	R 元	H 2 8
1	部活動	部活動	授業準備 分掌業務	分掌事務
2	分掌事務	分掌事務		書類作成
3	授業準備	授業準備	書類作成	授業準備
4	生徒対応	生徒対応	行事準備	行事準備
5	書類作成	書類作成	問題作成	各種会議

3 これまでの多忙化防止への取組とその状況

「2018教職員が実感できる多忙化防止計画」（平成30年3月策定）では、4つの重点項目を設定し、次のような取組を推進してきました。

重点項目① 時間管理・時間意識の徹底（全校種共通）

- ・ 県立学校では、毎日の勤務時間をパソコンを用いて記録することにより、時間管理の意識を高める取組を進めてきました。
- ・ 県立学校では、高等学校で85%の学校が最終退勤時刻を設定し、そのうち96%の学校が最終退勤時刻を遵守しています。
また、特別支援学校では、全ての学校が最終退勤時刻を設定し、遵守しています。
- ・ 小・中学校等では、最終退勤時刻が設定され、遵守されている傾向にある一方、実態調査の実施時期などの検討が必要です。
- ・ 全校種において、多くの学校がノー残業デーや長期休業中における学校閉庁日を設定し、教職員が休みやすい環境の整備に努めています。

重点項目② 業務改善への取組（全校種共通）

- ・ 県立学校では、高等学校に就職支援員や職場定着支援員、特別支援学校には職場定着支援員を配置し、生徒の就職先の開拓、就職相談、ハローワークとの連絡調整等に当たるなど、進路指導担当の教職員の負担軽減に努めています。
- ・ 小学校では、国が新たに設定した、学校における働き方改革のための専科加配定数を活用し、学級担任とは異なる教員が理科等の専門的な指導を行うなど、学級担任の負担軽減に努めています。
- ・ 県教育委員会が主催する会議は、その必要性等について検討し、開催回数や会議時間を見直すとともに、会議自体の削減にも努めました。
また、教職員の研修についても、その在り方を見直し、実施日数や研修時間を削減してきました。
- ・ 報告の電子化への取組は、県立学校への教職員1人1台端末の整備や、市町村におけるICT環境の整備により概ね達成できました。

重点項目③ 部活動指導の負担軽減

- ・ 部活動における休養日及び活動時間については、「運動部活動運営・指導の手引」及び「文化部活動運営・指導の手引」の周知・徹底を図り、中学校、高等学校ともに定められた休養日や活動時間の設定が概ね遵守されました。
- ・ 土曜日及び日曜日の大会参加や練習試合等の実施については、競技種目や各文化活動の特性を踏まえながら、無理のない計画となるよう指導しました。

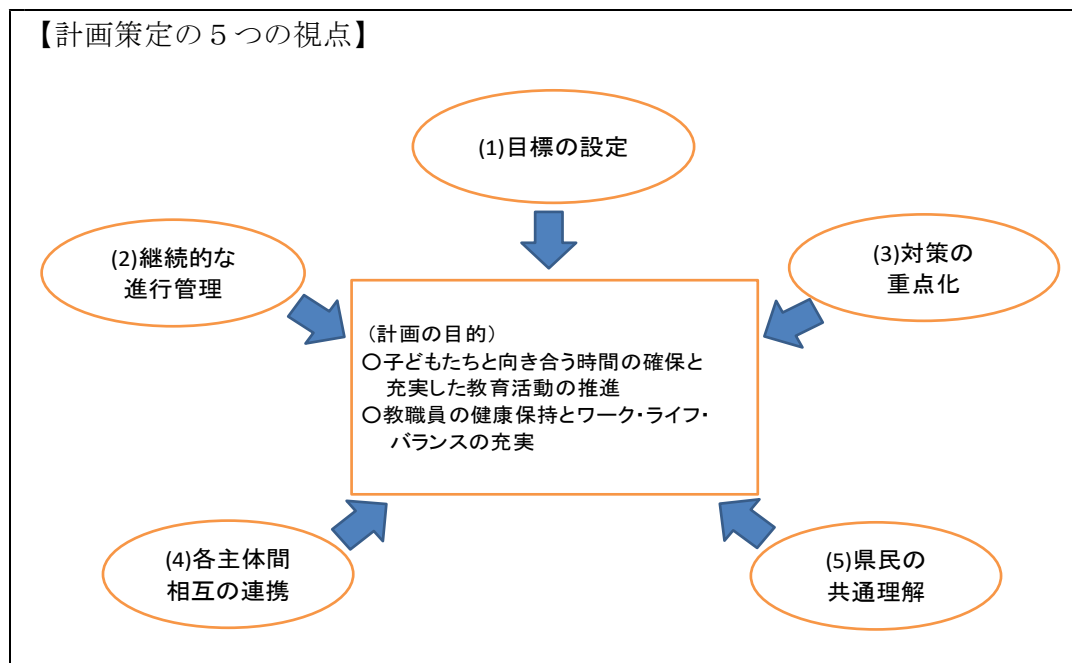
- ・ 部活動指導員を6市36中学校に1名ずつ配置し、活動の充実を図るとともに、部活動指導における教職員の負担軽減を図りました。

重点項目④ 事務機能の強化や外部人材等の活用（全校種共通）

- ・ 教職員と連携して生徒指導に当たる専門スタッフ（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）や補助スタッフ（スクール・サポート・スタッフ等）の配置について、学校現場のニーズを踏まえながら、教職員の業務の適正化につながるよう運用の改善を図りました。

4 2021多忙化防止計画の基本的考え方

計画が、真に教職員の多忙化防止につながるよう、計画の策定に当たっては、前計画に引き続き、次の5つの視点を重視します。



(1) 目標の設定

目的（目指すべき姿＜P 8＞）達成のために目標（時間外在校等時間数の削減）があり、目標達成のために対策があります。

そのため、目標に必要な3つの要素を意識した対策を立て、実行します。

★目標の3要素

- ・何を（目標とする項目）
- ・いつまでに（達成すべき期限）
- ・どの程度（到達すべき水準）

(2) 継続的な進行管理

設定した目標に向かって対策を確実に実施するためには、定期的に進捗状況を確認し、検証することが重要です。

県教育委員会、市町村教育委員会、教育事務所、学校それぞれが進行管理することはもちろん、相互に情報共有し、また多忙化防止に関わる関係者間での協議も行いながら進めます。

（３）対策の重点化

働き方改革、多忙化防止のために取り組むべき対策は多岐にわたることから、多忙化の大きな要因となっている項目に焦点を当て、重点的かつ集中的に取り組むことが効果的です。

本計画では、次の４つの重点項目に注力して取り組みます。

★４つの重点項目（Ｐ９～１４）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 時間管理・時間意識の徹底と教職員の健康保持（全校種共通）② 業務改善への取組（全校種共通）③ 部活動指導の負担軽減（中学校・高等学校）④ 事務機能の強化や外部人材の活用（全校種共通） |
|--|

（４）各主体間相互の連携

多忙化防止を推進するためには、本計画の「目指すべき姿」、「目標」、「取組内容」を、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、関係団体等の各主体が共有し、連携して取り組むことが重要です。

特に、小・中学校等における取組の推進に当たっては、県教育委員会と市町村教育委員会が、十分連携を図りながら進めていくことが必要不可欠です。

県内２５市町村教育委員会は、立地環境、教育方針も異なりますが、本県の教職員一人一人が、健康で明るい生活を送ることができるよう、県と市町村教育委員会の連携を一層推進します。

（５）県民の共通理解の醸成

学校の多忙化防止には、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、関係団体等が主体的に取り組むことはもちろんですが、県民、地域、保護者からの理解と協力が必要不可欠です。

教職員の多忙化の状況、多忙化防止の具体的な取組内容については、直接説明する機会を設けたり、パンフレット等を保護者、地域の方々へ配布するなど、情報の発信に努めます。

5 目指すべき姿と目標

★目指すべき姿（目的）

- 子どもたちと向き合う時間の確保と充実した教育活動の推進
- 教職員の健康保持とワーク・ライフ・バランスの充実

★目標

【全校種共通】

全教職員の時間外在校等時間を月 4 5 時間以内、1 年間で 3 6 0 時間以内とする。

※月当たりの時間外在校等時間数が 8 0 時間を超える教職員の割合を令和 5 年度までに 0（ゼロ）にする。

【在校等時間と時間外在校等時間】

- 在校等時間：教職員が在校している時間を基本とし、その時間に以下の①、②を加え、③、④を除いた時間。

＜基本とする時間＞

- ・ 在校している時間

＜加える時間＞

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

＜除く時間＞

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

- 時間外在校等時間：在校等時間から、条例等で定める正規の勤務時間を除いた時間。

★計画期間

令和 3 年度～令和 5 年度（3 年間）

なお、毎年度の取組状況を検証した上で、必要に応じて取組内容の見直しや改善を図り、計画に反映させていきます。

6 対策の重点と具体的な取組～4つの重点項目の設定～

重点項目① 時間管理・時間意識の徹底と教職員の健康保持（全校種共通）

時間に対する意識の向上、習慣化に努めるとともに、無制限無定量の勤務を改め、業務を効率的・効果的に遂行できるよう取り組みます。

また、教職員の勤務環境を改善するため、ストレスチェックや労働安全衛生管理体制の整備に努めます。

〔取組内容〕

○ 勤務時間管理の徹底と適正な勤務時間等の設定

- ・ 労働基準法において、使用者は、労働時間を適正に把握するなど、労働時間を適切に管理する責務を有しています。管理職は、勤務時間管理簿等により、教職員一人一人の出勤、退勤時刻の正確な把握に努めます。
- ・ 管理職は、把握した個々の職員の勤務時間を基に、業務の廃止、削減等の見直しや、職員間での業務の平準化、個々の職員への助言等を行い勤務時間の短縮に努めます。
- ・ 県立学校では、ＩＣカードを活用した勤務時間の客観的な記録方式を導入することにより、職員の時間管理、時間意識を徹底させるとともに、勤務時間等の実態を主管課へ報告し、主管課は内容分析、各学校への指導・助言に役立てます。
- ・ 小・中学校等については、学校が勤務時間の実態把握と市町村教育委員会への報告を行うことや、市町村教育委員会がそれに基づいて学校に指導・助言を行うことを働きかけます。

○ 学校の最終退勤時刻の設定

- ・ 勤務時間に対する意識を高め、早期退勤の習慣化を図るため、引き続き設定します。

小学校・特別支援学校	19時
中学校・高等学校（全日制）	20時

※高等学校（定時制）は、各学校の実情に応じて設定します。

- ・ 最終退勤時刻の設定と早期退勤の習慣化を進めるに当たっては、退勤時刻の遵守のみを目指すのではなく、各学校長が、持ち帰り業務の実態を把握し、必要に応じて業務分担の見直しを図るなど、その縮減に努めます。
- ・ 小・中学校等については、最終退勤時刻の設定を市町村教育委員会へ働きかけます。

- 長期休業中の学校閉庁日の設定
 - ・ 長期休業中に学校閉庁日を設定します。

夏季休業中：5日以上（週休日及び休日を含む。）
 冬季休業中：原則、平日3日以上（年末年始を除く。）
 - ・ 県立学校では令和3年度から実施します。
 - ・ 小・中学校等における閉庁日の設定を市町村教育委員会へ働きかけます。

- ノー残業デーの設定
 - ・ ノー残業デーを、週に1日以上設定します。
 - ・ 令和3年度からすべての県立学校で実施します。
 - ・ 小・中学校等におけるノー残業デーの設定を市町村教育委員会へ働きかけます。

- 留守番電話等の設置
 - ・ 勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に対する教職員の心理的負担感を軽減するため、学校における留守番電話等の設置を推進します。
 - ・ 小・中学校等における設置を市町村教育委員会へ働きかけます。

- 教職員の健康保持と労働安全衛生管理体制の整備
 - ・ 県立学校では、労働安全衛生法に基づき教職員の適正な勤務と健康を確保するよう、ストレスチェックや健康管理医等による面談、各種健康相談事業など、メンタルヘルス対策を実施し、教職員の心と体の健康増進に努めます。
 - ・ 各休暇を取得しやすい環境を整備するため、休暇取得の実態把握に努めるとともに、休暇制度についての周知を図ることで、休暇の取得を推進します。
 - ・ 小・中学校等については、市町村教育委員会に対し、労働安全衛生管理体制の整備を働きかけるとともに、必要に応じて指導・助言等を行います。

重点項目② 業務改善への取組（全校種共通）

業務改善の第一歩は、業務の全体像を把握することから始まります。
県教育委員会、市町村教育委員会、学校、職員全体で、これまで行ってきた慣例等を見直し、業務の取捨選択、優先順位付け、見える化等により業務改善を進めます。

〔取組内容〕

○ 会議・研修の見直し

- ・ 各種会議や研修会について、以下のとおり業務の見直しを行い、効率化を図ります。

会議資料の事前配布の徹底、会議開始時刻・終了時刻の設定と遵守、タイムキーパーの設定、会議参加メンバーの厳選、次回会議開催日時や議題の予告、主催者による議事要旨の事後配布、復命の簡素化、オンラインを活用した会議の実施、県教育委員会及び市町村教育委員会がそれぞれ主催している会議・研修の整理、調整 等

○ 全県市町村教育委員会教育長会議等の開催

- ・ 県内 25 市町村の教育委員会が教職員の多忙化に関する危機感、防止対策の重要性を共通に理解することが重要です。そうした共通理解の機会を設定し、他管内での取組事例の発表、意見交換、情報共有を通して、各市町村教育委員会及び学校の取組に生かし、業務の改善を図ります。

○ 全県の優良取組事例の収集と情報共有

- ・ 各学校における業務改善の優良事例を、市町村教育委員会、教育事務所、県教育委員会が把握し、校長会等を通じて全県へ発信、情報共有することで、自校の取組に生かしていきます。
- ・ 教職員の業務補助を目的として小学校に配置するサポート・スタッフの勤務状況や配置に伴う教職員の負担軽減状況を調査し、その結果を全県へ情報発信していきます。

○ 学校マネジメントの強化

- ・ 業務改善には管理職のマネジメント能力の向上が必要不可欠であることから、時間管理、健康管理などの要素を盛り込んだ研修により、管理職のマネジメント力を強化します。
- ・ 管理職を対象に、異業種の業務改善も参考としたマネジメント力強化研修を行い、業務改善の取組に生かします。

重点項目③ 部活動指導の負担軽減（中学校、高等学校）

中学校、高等学校で時間外勤務の大きな要因となっている部活動について、休養日、活動時間を適正に設定するとともに、外部人材（部活動指導員、外部指導者）の活用を図りながら、部活動指導に当たる教職員の負担軽減を図ります。

〔取組内容〕

- 「運動部活動運営・指導の手引」に基づく休養日の設定
(中学校)
 - ・ 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設けます。
(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とします。土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。)
 - ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとします。(高等学校)
 - ・ 学期中は、平日は週当たり 1 日以上、土曜日及び日曜日は月 2 日以上 of 休養日を設けます。
 - ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとします。
- 「運動部活動運営・指導の手引」に基づく活動時間の設定
(中学校)

1 日の活動時間は、長くとも平日は 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とします。

(高等学校)

1 日の活動時間は、長くとも平日は 2 時間 30 分程度、学校の休業日は 3 時間 30 分程度とします。
- 文化部の活動

文化部の活動についても、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 12 月 文化庁）及び県策定の「文化部活動運営・指導の手引」に基づく対策を進めることで指導の負担軽減を図ります。
- 関係団体との協議

県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県体育協会等と継続して協議し、生徒の健康保持、部活動指導顧問の負担軽減のため、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30

年３月 スポーツ庁）及び県策定の「運動部活動運営・指導の手引」の遵守を働きかけます。

○ 部活動指導員配置の推進

中学校における部活動指導員の配置について、市町村教育委員会の意向等も確認しながら拡充を検討します。

また、高等学校も含め、希望する全ての公立学校に配置できるよう、予算総額の増額や、県及び市町村の負担割合を軽減するよう国に要望します。

○ 保護者・地域に対する部活動負担軽減の協力依頼

生徒の健康保持、部活動指導顧問の負担軽減について理解が得られるよう、休養日や活動時間の遵守について、保護者、地域住民、外部指導者等へ説明し理解を求めます。

重点項目④ 事務機能の強化や外部人材等の活用（全校種共通）

教職員の負担軽減を図るためには、学校事務の共同実施等による事務機能の強化や、校外の様々な方からの人的サポートを得ることが重要です。今後も、県教育委員会、市町村教育委員会、学校がそれぞれの立場で、事務機能の強化や外部人材の活用を図ります。

〔取組内容〕

○ 学校事務職員の事務機能の強化

小・中学校等において他校との事務の共同実施による事務機能強化を引き続き進めるほか、学校事務職員が学校運営にこれまで以上に参画する方策を検討し、教職員の負担軽減を図ります。

○ 専門スタッフの活用

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する外部人材を活用し、教職員との役割分担と連携の中で、教職員の負担軽減を図ります。

○ サポート・スタッフの配置

小学校教員は授業時数が多く、空き時間が少ないため、授業準備、事務処理等で多忙を強いられることから、サポート・スタッフを配置することで、引き続き教員の有効な時間の活用と負担軽減を図ります。

また、今後は、校種を限らず希望する全ての学校に配置できるよう、予算総額の増額や、県の負担割合を軽減するよう国に要望します。

○ これまで学校が担ってきた業務に対する保護者・地域への協力依頼

登下校時における児童生徒の見守りや放課後から夜間における見回り等の対応、地域ボランティアとの連絡調整など、本来は学校以外が担うべき業務については保護者及び地域住民に説明し、その理解を得られるよう努めるとともに必要な協力を求めます。

7 各主体の役割（県教育委員会、市町村教育委員会、学校）

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）等に沿って、県教育委員会、市町村教育委員会、学校がそれぞれの役割を担い、関係団体等との連携を図りながら多忙化防止の取組を進めます。

（1）県教育委員会

① 本計画の進行管理

本計画を着実に推進するよう、進捗状況を定期的に確認、検証し、ウェブサイト等で公表する。

② 県立学校への指導・支援

本計画をもとに、各学校は個々に「業務改善計画」を作成して計画推進に努める。県教育委員会は各学校の進捗状況を把握するとともに、業務改善計画が着実に実施されるよう必要な指導・助言等を行う。

③ 市町村教育委員会に対する協力依頼・支援・働きかけ

市町村教育委員会が設置する学校に関する次の項目について依頼し、県教育委員会との連携を図る。

- ・市町村教育委員会における「多忙化防止計画」の作成とその進捗状況の把握の依頼。
- ・各学校の勤務実態に関する市町村教育委員会への報告と指導の依頼。
- ・各学校における業務改善優良事例の県教育委員会への情報提供の依頼。
- ・市町村教育委員会が主体となっていく会議・研修の精選、調査・照会業務の精選についての依頼。

④ 会議・研修の精選

県教育委員会主催の会議、研修について、開催の在り方やオンラインによる会議の実施など、効率的な運営等について見直しを行う。

⑤ 調査・照会業務等の精選

県教育委員会所管の調査・照会業務等を精査し、学校現場の負担減となるよう、引き続き廃止・削減の見直しを行う。

⑥ 関係団体との協議

本計画の推進に当たっては、関係諸団体との連携が必要不可欠であることから、県立学校、小・中学校等それぞれの多忙化に関する協議会との継続的

な意見交換を行うほか、県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県体育協会等の各団体との協議を行う。

⑦ 全県への情報発信

各学校、市町村教育委員会等が行う多忙化防止の取組の中で、他の学校、市町村教育委員会で活用できる優良事例について、校長会や市町村教育委員会教育長会議等の場で情報提供し全県で共有する。

⑧ 管理職のマネジメント力の強化・向上

管理職を対象とした研修の開催や、学校訪問時の管理職へのヒアリング、指導・助言を通じてマネジメント力の強化、向上を図る。(小・中学校等については市町村教育委員会と連携して行う。)

⑨ 多忙化に関する県民の共通理解の促進

教職員の多忙化に関する現状や対策について説明し、理解を得られるよう情報発信に努める。

⑩ 長期休業中の学校閉庁日の設定

県立学校に対し設定の徹底を指導するとともに、小・中学校等での設定についても市町村教育委員会へ働きかける。

⑪ 最終退勤時刻の設定

最終退勤時刻を設定することで、退勤時刻を意識した仕事の進め方など、時間管理意識の向上を図る。小・中学校等での設定についても市町村教育委員会へ働きかける。

⑫ ノー残業デーの設定

メリハリを付けた仕事により休息の確保と業務の効率化が進むよう、県立学校におけるノー残業デーの設定・定着を推進するとともに、小・中学校等での設定についても市町村教育委員会へ働きかける。

⑬ 部活動指導の負担軽減

県策定の「運動部活動運営・指導の手引」及び「文化部活動運営・指導の手引」を、県立学校、市町村教育委員会、中学校等、各団体等へ周知し、徹底を図る。

(2) 市町村教育委員会

① 多忙化防止計画の策定とそのフォローアップ

本計画も参考としながら、各市町村ごとに多忙化防止のための計画を作成し、具体的な対策の実施・検証を行う。

② 所管する小・中学校等への指導・助言・支援

各学校に対し、学校ごとの業務改善計画の作成を依頼するとともに、その計画進捗状況の把握等のフォローアップを行う。

③ 各学校の勤務実態の把握と管理

- ・各学校が行う教職員の勤務時間の実態把握について報告させるとともに、必要な指導監督を行う。
- ・勤務実態の把握に当たっては、勤務時間管理簿を統一の様式にするなど効率的な管理手法を検討する。

④ 会議・研修及び調査・照会業務の精選

県教育委員会とも調整を図りながら、類似した会議・研修及び調査・照会業務について見直しを図り、廃止・削減等を検討する。

⑤ 事務の機能強化や共同実施の検討

学校事務職員が積極的に学校運営に参画できる環境の整備や、共同実施による事務の効率化と職務の見直しも含めた方策を引き続き検討する。

⑥ 外部人材の活用

県事業で配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用の他、各市町村の個別事情による外部人材の活用も図る。

⑦ 保護者・地域住民等への協力依頼

学校が置かれている多忙化の状況や防止の取組状況を、地域住民等へ広報する機会を設定するなど理解を得るよう努める。

(3) 学校

① 改善計画の作成とそのフォローアップ

県立学校は県教育委員会の計画を参考に、小・中学校等は市町村教育委員会の計画を参考に、各学校ごとに業務改善に関する計画を作成し、具体的な対策を計画的に行う。

② 管理職による教職員の勤務実態の把握

個々の教職員の勤務実態を正確に把握し、必要に応じて個別に面談・助言を行うとともに、県立学校は本庁所管課へ、小・中学校等は市町村教育委員

会へ報告する。

③ 校務の平準化・適正化

会議の開催回数削減等の業務効率化を進めるとともに、全ての教師の能力向上に努めながら、業務の偏りを平準化するよう、校務分掌を柔軟に見直す。

④ 部活動休養日、活動時間の設定等

県立学校は県教育委員会が、小・中学校等は市町村教育委員会が定める部活動の方針に従い、適切に休養日、活動時間を設定し遵守するよう取り組むとともに、大会参加の精選を図ることで休養日の確保に努める。

⑤ 最終退勤時刻及びノー残業デーの設定

- ・学校、教職員一人一人が最終退勤時刻を意識した仕事の進め方を習慣化し、時間を管理する意識の向上を図る。
- ・メリハリを付けた仕事により休息の確保と業務の効率化が進むよう、ノー残業デーの定着を図る。

⑥ 保護者・地域住民等への協力依頼

学校が置かれている多忙化の状況や防止の取組状況を、PTA総会、学校運営協議会等の機会を活用して説明し、理解と協力を得られるよう努める。

２０２１教職員が実感できる多忙化防止計画

令和３年２月 発行

発 行 秋田県教育委員会

編 集 秋田県教育庁総務課

TEL ０１８－８６０－５１１１

FAX ０１８－８６０－５８５１

ホームページアドレス

<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/education>

（ウェブサイトにもデータを掲載しています。）